

## 第50号議案

蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年6月12日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例

別紙のとおり

提案理由

モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるため提案する。

# 蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時従事員 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定が準用される者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定により、モーターボート競走の開催（蒲郡市営モーターボート競走条例（昭和30年蒲郡市条例第19号）第2条に規定する競走の開催をいう。）の都度又は市長が必要と認めた日に、期日を定めて蒲郡市モーターボート競走場（以下「蒲郡市競走場」という。）で雇用されるものをいう。
- (2) 再雇用臨時従事員 規則で定める定限年齢に達した臨時従事員のうち、市長が定める手続を経て引き続き蒲郡市競走場で雇用される者をいう。
- (3) 臨時従事員登録者名簿 臨時従事員（再雇用臨時従事員を除く。）として雇用される者の氏名、住所その他雇用に必要な事項を記載した名簿をいう。
- (4) 在籍期間 臨時従事員登録者名簿に登録された日から登録を取り消された日までの期間をいう。

## (給与の種類)

第3条 臨時従事員の給与の種類は、基本賃金、職務手当、時間外勤務手当、通勤手当、記録手当、特別手当、期末手当及び退職手当とする。

## (基本賃金)

第4条 基本賃金は、日額とし、全国のモーターボート競走場で臨時従事員と同等の職務で働く者の基本賃金の実情及び蒲郡市競走場の経営状況を考慮して規則で定める。

## (職務手当)

第5条 職務手当は、規則で定める特定の職にある臨時従事員が、当該職務に従事した場合に支給する。

(時間外勤務手当)

第6条 時間外勤務手当は、所定の勤務時間(規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間に勤務することを命ぜられた臨時従事員に対して、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、臨時従事員が通勤した場合にその通勤距離及び通勤方法に応じて支給する。

(記録手当)

第8条 記録手当は、1日の勝舟投票券の売上額(蒲郡市競走場内の売上額に限る。)が、規則で定める区分ごとの従来の最高売上額を超えた場合に、当該開催日に勤務した臨時従事員に対して支給する。

(特別手当)

第9条 特別手当は、規則で定める特定日に勤務した臨時従事員、ナイター勤務(ナイター競走(20時を超えた時間帯に合わせて最終競走発走を設定して行われるモーターボート競走法(昭和26年法律第242号)第2条第1項に規定するモーターボート競走をいう。)に係る勤務をいう。)した臨時従事員及び早朝勤務(所定の勤務時間の開始時刻を8時以前に定める勤務をいう。)した臨時従事員に対して支給する。

(期末手当)

第10条 期末手当は、臨時従事員の勤務実績に応じ、蒲郡市競走場の経営状況その他を考慮して支給する。

(退職手当)

第11条 退職手当は、臨時従事員の在籍期間が1年以上の者が臨時従事員登録者名簿から登録の取消しを受けた場合(以下「退職」という。)に支給する。

2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者に対し、退職手当の全部又は一部を支給しない。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第12条の規定に該当し退職させられた者

(4) その他規則で定める制裁を受けて退職した者

3 在籍期間中に前項の処分に相当する行為をしたと認められる者に係る退職手当については、市長が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付をさせることができる。

(給与の減額)

第12条 臨時従事員が所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない時間につき、勤務時間当たりの基本賃金、職務手当、記録手当及び特別手当を減額して支給する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に臨時従事員に関して市長が定めた規則（その他これらに類する規程を含む。）の規定に基づき、この条例の施行日の前日までの勤務について支給された臨時従事員の給与の性格を有する一切の給付は、この条例の規定により支給した給与とみなす。